

岩手県告示第557号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) (1)及び(2)に規定する危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

2 講習の日時及び場所

講習日	時間	場所	会場
平成25年9月4日(水)	別に通知する。	宮古市	別に通知する。
平成25年9月6日(金)	〃	久慈市	〃
平成25年9月12日(木)	〃	釜石市	〃
平成25年9月20日(金)	〃	北上市	〃
平成25年9月27日(金)	〃	盛岡市	〃
平成25年10月4日(金)	〃	二戸市	〃
平成25年10月9日(水)	〃	盛岡市	〃
平成25年10月12日(土)	〃	一関市	〃
平成25年10月17日(木)	〃	奥州市	〃
平成25年10月24日(木)	〃	大船渡市	〃
平成25年11月2日(土)	〃	花巻市	〃
平成25年11月7日(木)	〃	紫波郡矢巾町	〃

3 講習の対象者

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内に危険物取扱者保安講習を受けていない者（危険物の取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受け、又は危険物取扱者保安講習を受けた者を除く。）
- (2) 危険物取扱者保安講習を受けたことがある者であって、前回の危険物取扱者保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に危険物取扱者保安講習を受けていないもの

4 受講手続 受講申請書を平成25年8月19日(月)までに財団法人岩手県消防協会に提出してください。

5 その他 詳細については、岩手県総務部総合防災室又は財団法人岩手県消防協会に問い合わせてください。